

保育利用調整基準

令和5年度版

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本指数」及びその他の状況に応じた(2)「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1)基本指数

保育を必要とする事由に従い設定する。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定する。
- ・ 父母それぞれの指数の合算を基本指数とする。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本指数と(9)その他の不存在等の50との合算を基本指数とする。
- ・ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の要件を採用する。
- ・ 利用調整時点において、育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

(2)調整指数

①保護者の就労状況等②保護者の心身の状況③世帯の状況④申込児童の状況⑤保育の代替手段⑥その他の状況に応じて加減点する。

※基本指数及び調整指数の合計が同一指数で並ぶ場合には、(3)「順位表」により優先順位を設定する。

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数	
			父	母
(1)就労 ※1		●勤務時間が1か月に160時間以上	50	50
		●勤務時間が1か月に150時間以上160時間未満	48	48
		●勤務時間が1か月に140時間以上150時間未満	46	46
		●勤務時間が1か月に130時間以上140時間未満	44	44
		●勤務時間が1か月に120時間以上130時間未満	42	42
		●勤務時間が1か月に110時間以上120時間未満	40	40
		●勤務時間が1か月に100時間以上110時間未満	38	38
		●勤務時間が1か月に90時間以上100時間未満	36	36
		●勤務時間が1か月に80時間以上90時間未満	34	34
		●勤務時間が1か月に70時間以上80時間未満	32	32
		●勤務時間が1か月に64時間以上70時間未満	30	30
		●内職	20	20
(2)出産		●妊娠・出産	45	45
(3)疾病	入院	●1か月以上入院	50	50
	居宅内療養	●常時臥床（寝たきり）など自律的外出が困難である	50	50
		●月複数回以上の通院加療を要する	30	30
	●上記以外の自宅療養	25	25	
(4)障がい		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	41	41
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	33	33

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数	
			父	母
(5)介護・看護	同居の親族	●医療機関に入院した者の付添い看護等をする	50	50
		●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	50	50
		●通院が1か月以上の者の付添いをする	25	25
		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	40	40
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	30	30
		●障がい児（者）の通学に常時付添いする	25	25
		●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	25	25
		●上記以外の介護・看護	20	20
(5)介護・看護	別居の親族	●医療機関に入院した者の付添い看護等をする	45	45
		●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	45	45
		●通院が1か月以上の者の付添いをする	20	20
		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	45	45
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	35	35
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	25	25
		●障がい児（者）の通学に常時付添いする	20	20
		●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	20	20
		●上記以外の介護・看護	15	15
(6)災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている		50	50
(7)求職活動	●生計中心者が失業し、求職中である場合（申込時点より過去3か月以内）		30	30
	●生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合		25	25
	●上記の世帯以外で、求職中である場合		15	15
(8)就学等	就学・技術習得等のため、日中保育にあたることができない場合		(1)準用	(1)準用
(9)その他	不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50	50
	前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合		※2	※2

※1 就労時間は、1か月を4週として判断する。また、休憩時間を含む。

※2 市長が定める。

(2)調整指数表

令和5年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
保護者の就労状況等	1	保護者が以下の職業で月120時間以上の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・ 榎原市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・ 榎原市内の認定こども園、預かり保育が一定の基準を満たしている幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・ 保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	20	預かり保育が一定の基準を満たしている幼稚園とは、平日の教育時間と預かり保育の時間の合計が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上を指す。
	2	保護者が以下の職業で月64時間以上、120時間未満の勤務で復職する場合（内定を含む）。 ・ 榎原市内の保育所等（企業主導型保育事業含む）へ復職する保育士・保育教諭 ・ 榎原市内の認定こども園、預かり保育が一定の基準を満たしている幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・ 保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	15	預かり保育が一定の基準を満たしている幼稚園とは、平日の教育時間と預かり保育の時間の合計が8時間以上かつ年間開所日数が200日以上を指す。
	3	就労内定の場合	-5	
	4	通信制大学、通信教育の学生である	-5	保育要件が就学の場合のみ調整
保護者の心身の状況	5	保護者が精神障害者保健福祉手帳1級を所持、身体障害者手帳1級・2級を所持、療育手帳A1・A2の交付を受けている場合	5	※1（項番6・7との重複不可）
	6	保護者が精神障害者保健福祉手帳2級を所持、身体障害者手帳3級を所持、療育手帳B1の交付を受けている場合	4	※1（項番5・7との重複不可）
	7	保護者が精神障害者保健福祉手帳3級を所持、身体障害者手帳4～6級を所持、療育手帳B2の交付を受けている場合	3	※1（項番5・6との重複不可）
	8	保護者が精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付をひとりで受けている場合	2	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算
世帯の状況	9	保護者の一方が長期入院や単身赴任等で長期不在の場合	2	1か月以上を対象とする
	10	次のいずれかに該当する世帯員（保護者を除く）がいる（要介護5・4程度を認定されたもの、精神障害者保健福祉手帳1級を所持、身体障害者手帳1級・2級を所持、療育手帳A1・A2を所持）	3	※2（項番11・12との重複不可）
	11	次のいずれかに該当する世帯員（保護者を除く）がいる（要介護3・2程度を認定されたもの、精神障害者保健福祉手帳2級を所持、身体障害者手帳3級を所持、療育手帳B1を所持）	2	※2（項番10・12との重複不可）
	12	次のいずれかに該当する世帯員（保護者を除く）がいる（要介護1程度を認定されたもの、精神障害者保健福祉手帳3級を所持、身体障害者手帳4～6級を所持、療育手帳B2を所持）	1	※2（項番10・11との重複不可）
	13	ひとり親世帯	10	
	14	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）	8	
	15	両親がいない世帯で、申込児童を両親以外の者が保育している場合	5	
	16	65歳未満の同居の親族が保育可能である場合	-6	
	17	社会的養護が必要なもの（虐待やDVのおそれがあること）	30	
18	保育料等を滞納している世帯（分納誓約があり、6か月以上履行しているものは除く）	-30		
申込児童の状況	19	複数人の兄弟姉妹（多胎児含む）が保育所等の同時利用を希望する場合	1	
	20	兄弟姉妹が認可保育所等にすでに入所しており、申込児童が同一の認可保育所等の利用を希望する場合	20	併設する幼稚園についても対象
	21	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合	5	公立のこども園は認定こども園とは異なるため、対象外

(2)調整指数表

令和5年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
申込児童の状況	22	認可外保育施設が認可施設や事業に移行した場合であって、移行前からの当該施設の在園児である場合	50	
	23	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合	20	
	24	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園 市外委託先から市内保育施設への転園 市外からの転入予定で現在居住地の認可保育施設在園の新規申込	2	その他の調整指数との重複不可
	25	上記以外の理由による転園	-20	※3
保育の代替手段	26	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度内（翌年度4月1日を含む）に育児休業から復帰しなければならない場合	4	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	27	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、上記以外の場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	28	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している	6	
	29	希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合	-90	
	30	申込児童を同伴で就労している	1	項番32との重複不可
	31	事業所内保育施設・認可外保育施設を利用しているもの	3	
	32	申込児童を同伴で就労しているが、職種により危険を伴う場合	3	※4（項番30との重複不可）
その他	33	市外居住者（転入予定者を除く）	-50	※5
	34	利用の内定を自ら辞退したもの	-50	年度内は継続するものとする
	35	入所申込受付期間内に申請したもの（0歳児は除く）	10	※妊娠・出産、災害復旧の場合は申込期間終了後の申請も対象

※1 保育要件が疾病・障がいの場合を除く、保護者の両方もが手帳を所持している場合、より重度な手帳を所持している方のみ適用。

※2 保育要件が介護の場合を除く

※3 転園申請はきょうだい同時利用等のやむを得ない事由を除き、調整指数の加点をなしとする。

※4 職種により危険を伴う場合とは、主に以下の業種を指す。

- ・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）
- ・大型な機械を取り扱う業種（例：印刷業等）
- ・火を取り扱う業種（例：食堂の調理場等）
- ・薬剤等を取り扱う業種（例：塗装工場等）

但し、上記の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなす。

※5 転入することが確認できる書類（賃貸借契約書・土地売買契約書の写し等）の提出があるものを転入予定者とする。

(3)順位表

1	基本指数が高いもの
2	当該保育所等の希望順位が高いもの
3	希望施設数を多く記入しているもの
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
5	親の勤務地が遠い世帯
6	自宅から施設までの距離が近い（災害・緊急時対応のため）
7	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低いもの
8	待機期間が長いもの

***親の勤務地の区分（順位表5にて利用）**

1	県外	4点
2	県内（隣接していない市町村）	3点
3	県内（隣接している市町村）	2点
4	市内	1点

- ・ひとり親世帯については、上記1～4の点数を2倍とする。
- ・父母のいずれかが単身赴任の世帯については、児童と同居している保護者の上記1～4の点数を2倍とする。